



地域子育て支援センターの
「子育て講座」

子育て中のお母さんやお父さんはもちろん、孫育て中のおじいちゃん、おばあちゃんもお気軽にお越しください♪

- ★第5講座 8月21日(木)
「お話とベビーマッサージ」
講師：高知県子育て支援アドバイザー
- ★第6講座 9月18日(木)
「歯磨きの大切さについて」
講師：堀 志緒里さん(歯科衛生士)
- ★第7講座 10月30日(木)
「お話と親子のふれあい遊び」
講師：柿内 愛さん(保健師)
- ★第8講座 11月20日(木)
「親子で楽しめる運動遊び」
講師：別所 祐之介さん(運動の家庭教師)
- ★第9講座 12月18日(木)
「親の献立から1歳過ぎの幼児食を作る
(調理実習)」
講師：浜田 佐恵さん(栄養士)

- ★第10講座 平成27年1月15日(木)
「もっと自分にやさしく 気持ちもからだも
軽くして子どもと向きあおう」
(フットケア、骨盤ケア、操体法etc
セルフケアをしながら)
講師：高知県子育て支援アドバイザー
- ★第11講座 2月13日(金)
「お話と育児相談」
講師：澤田 敬さん(NPO法人カンガルーの会)
- ★第12講座 3月12日(木)
「手作りおやつ(調理実習)」
講師：野並・福井(地域子育て支援センター)

【時間】 午前10時～11時30分ごろ
【場所】 地域子育て支援センター
(大方中央保育所内)

【お問い合わせ】 地域子育て支援センター ☎43-0512(直通)



児童扶養手当をご存知ですか？

父母の離婚などで、父または母と生計を同じくしていない児童が育成される家庭の生活の安定と自立の促進に寄与し、児童の福祉の増進を図ることを目的として、支給される手当です。

◆支給要件

次の①～⑨のいずれかにあてはまる18歳に達する日以後の最初の3月31日(法令で定める障がいのある場合は20歳)までの児童について、父、または母、または養育者が、その児童を監護し、かつ、生計を同じくしている場合。

- ① 父母が婚姻を解消した児童
- ② 母または父が死亡した児童
- ③ 母または父が重度障がいの状態にある児童
- ④ 母または父の生死が明らかでない児童
- ⑤ 母または父に1年以上遺棄されている児童
- ⑥ 母または父が裁判所からDV(配偶者からの暴力)保護命令をうけた児童
- ⑦ 母または父が1年以上拘禁されている児童
- ⑧ 母が婚姻によらないで懐胎した児童

児童

⑨ 上記以外で父母が明らかでない児童

◆手当額(月額)

● 児童1人の場合

全部支給 4万1020円

一部支給 9680円～

● 児童2人以上の加算額

2人目 5000円

3人目以降1人につき 3000円

(平成26年4月1日現在)

◆申請時期

随時

◆手続きに必要なもの

- 印鑑(認め印)
- 住民票謄本
- 戸籍謄本
- 受付・お問い合わせ

本庁 健康福祉課福祉係

☎43-2116(課直通)

佐賀支所 地域住民課

総合窓口第2係

☎55-3112(直通)

8月は児童扶養手当の

現況届提出月です！